

新型コロナウイルス感染症に対応
した避難所開設・運営に関する指針

明石市総務局 総合安全対策室

2020年（令和2年）7月

目 次

第 1	基本的事項	
1	本指針の位置づけ	1
2	本指針の適用	1
3	用語の定義	1
4	避難所における新型コロナウイルス感染症予防のポイント	2
第 2	事前対策	
1	市民への広報	3
2	物資・衛生資材の準備・備蓄	3
3	多種・多様な避難所の確保	3
4	避難所従事者の準備（従事者の指定、役割、装具の準備、運営方法等）	4
5	避難スペースの確保・準備	5
第 3	発災時の対応	
1	自主避難所の場合	7
2	地震、水害等により避難所を設置する場合（市が避難勧告等を発令）	8
3	避難所の運営（感染拡大防止対策）	9
4	一般の避難所において感染症患者在確認された場合	10
第 4	避難所の閉鎖	
1	自主避難所の場合	10
2	地震、水害により避難所を設置する場合（市が避難勧告等を発令）	11
別紙・参考		
	別紙	12
	参考	15

第1 基本的事項

1 本指針の位置づけ

新型コロナウイルス感染症禍における避難所開設・運営に関する基本的事項について、令和2年6月兵庫県作成の「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に準じ、本市の対応について指針として取りまとめたものである。

2 本指針の適用

新型コロナウイルス感染症禍における避難所開設・運営時に適用する。

適用の期間は、発災初期（数日間）を想定したものであり、長期間にわたる場合は、当時の状況に適応させ、別途定めていくものとする。

3 用語の定義

種 類	意 義 等	具 体 例
分散避難	指定避難所への避難だけではなく、自宅が安全ならば自宅で避難、親戚・知人宅等への避難、車中避難、ホテル・旅館等の利用など、自分にとって安全な場所を選び避難すること。	・自宅（2階以上） ・親戚・知人宅 ・車中避難 ・ホテル・旅館 など
自主避難所	大雨・洪水警報等の発表時や台風接近により自然災害発生が予想される場合、または大規模な火災・事故などで、市の発令する避難情報より早い段階で、または避難情報の対象に含まれない住民が、身の回りに危険を感じ自ら避難するため、市では指定避難所の一部の学校を開設し提供する。	浸水想定地域、土砂災害警戒区域、高潮被害想定地域等に居住する住民が避難できる指定避難所を開設
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくな	・市立小学校（28校） ・市立中学校（13校）

	るまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市が指定したものの。	・ 公共施設
福祉避難所	災害発生時に高齢者・障害者など特別な配慮を必要とする人(要配慮者)を受け入れる避難所のことをいう。	・ 総合福祉センター ・ ふれあいプラザあかし西 ・ 協定を締結する民間施設等
臨時避難所	指定避難所だけでは対応できない場合に、臨時の避難場所として避難者を受入れる施設をいう。	・ 別途指示
感染疑い者用の専用避難所	新型コロナウイルスの感染の疑いのある人が避難する専用の避難所をいう。	・ 別途指示
熱、咳等者用の避難場所	新型コロナウイルスに感染した人ではないが、熱や咳など風邪症状のある人が避難する場所をいう。	・ 別途指示

4 避難所における新型コロナウイルス感染症予防のポイント

- ・ 「分散避難」の推進
- ・ 身体的距離の確保などによる三密の回避
- ・ 体調チェック、体温測定、マスク装着、手洗い、消毒、換気の徹底
- ・ 一般の避難者と感染疑い者及び熱・咳等の風邪症状者との分離
- ・ タイムリーな市民への広報
- ・ 感染対策局、福祉局、教育委員会との緊密な連携

第2 事前対策

1 市民への広報

新型コロナウイルス感染症禍における避難にあたって、市民に事前に検討・準備しておくことを周知する。

- ① 自宅及び居住地の災害リスクの確認と対応方法の検討・準備
- ② 「分散避難」の必要性を説明し、市民が自分にとって安全な避難場所を検討するよう周知
- ③ 非常持ち出し品に、マスク、消毒液、体温計、タオル、スリッパなどを加えて準備するよう市民に周知
- ④ 避難所で行う新型コロナウイルス感染症対策を周知
- ⑤ 台風等で自主避難所への避難を希望する市民は、必ず事前に総合安全対策室に電話等で連絡するように周知

2 物資・衛生資材の準備・備蓄

市はマスク、消毒液、体温計、間仕切りなどを準備する。

※ 別紙1「避難所において準備する物資・衛生資材リスト」

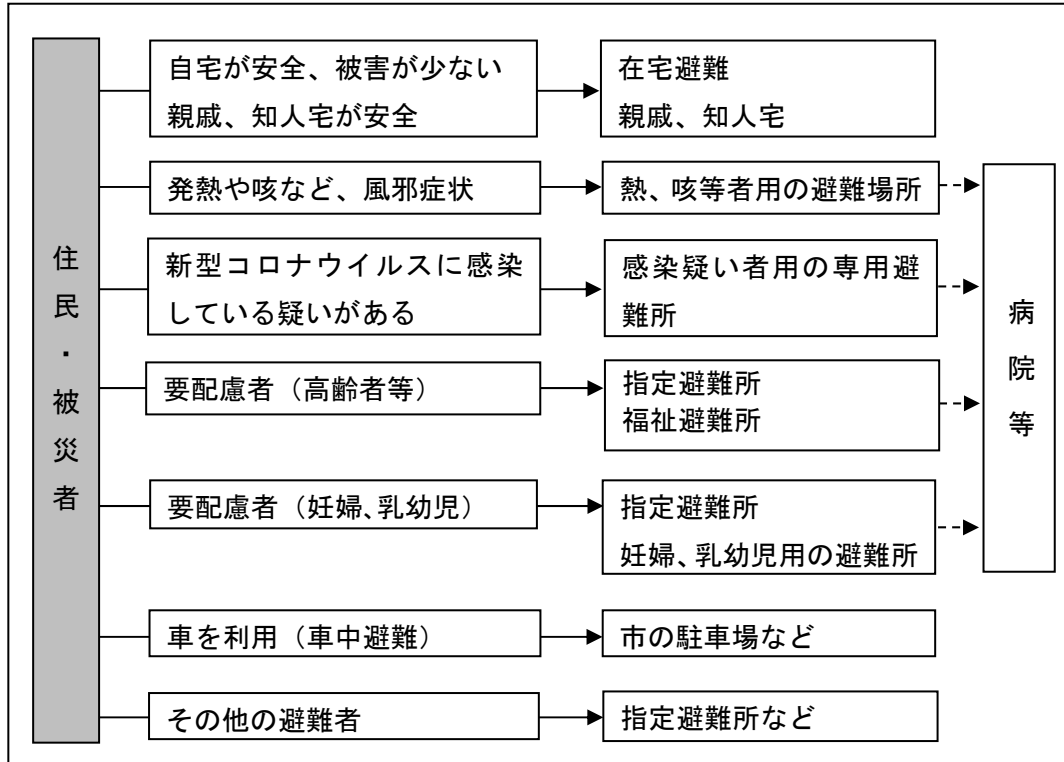
3 多種・多様な避難所の確保

新型コロナウイルス感染症が収束しない中においても、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則であり、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとることが重要である。

一方で、安全な場所にいる人まで指定避難所に行く必要はなく、指定避難所への避難者の集中を回避するため、指定避難所以外の避難先のほか、在宅避難（自宅2階以上への避難）や親戚・知人宅への避難など分散避難を推奨する。

市は、指定避難所の不足や発熱症状がある人の受入れなど、避難者の状況に応じた適切な避難場所に誘導できるよう、多種・多様な避難所（臨時避難所）の確保に努める。

【避難所確保の考え方】



※ 上記の避難場所の他、避難の状況に応じて市内のホテル・旅館等を確保し、避難者を誘導する。

4 避難所従事者の準備（従事者の指定、役割、装具の準備、運営方法等）

（1）自主避難所の場合

- ア 従事者の人数 2名を基準（1避難所あたり）
- イ 従事者の交代 2または3交代（1日あたり）
- ウ 従事者の役割
 - ・避難所の設営、衛生資材等の準備、誘導表示の貼付など
 - ・避難者の受付（健康状態の確認、避難場所の案内・誘導、名簿の記入）
 - ・避難所の運営
 - ・避難所の撤収（後片付け、清掃、消毒）

（2）地震、水害により避難所を設置する場合（市が避難勧告等を発令）

- ア 従事者の人数 4～5名を基準（1避難所あたり）

- イ 従事者の交代 2または3交代（1日あたり）
- ウ 従事者の役割
自主避難所の場合と同様

(3) 避難所での避難所従事者の感染防止対策

- ア 避難所従事者は、避難所業務への従事前後に必ず検温、健康チェックを行うよう計画する。
- イ 市は、避難所における従事者の新型コロナウイルスへの感染を防止するため、従事者用のマスク、消毒液の他、必要に応じてゴーグル、フェイスガード、感染防止ガウン、ゴム手袋等を準備しておく。

5 避難スペースの確保・準備

(1) 自主避難所の場合

- ア 避難スペース
 - ・該当する学校内で、避難者の状況に応じた適切な部屋を避難スペースとして計画する。
 - ・避難者の人数、状態により別室の利用も考慮する。
- イ 受付
 - ・避難所入口付近や避難場所近くの廊下などに設置を計画する。
 - ・避難者の誘導、体調の確認、避難者名簿の作成、手指の消毒、必要に応じマスクの配布などができるよう準備しておく。
 - ・避難者の体調確認のため、体温計、健康状態チェックカード（避難者が記入）を準備しておく。
 - ・別紙2「健康状態チェックカード」
- ウ 避難スペースのレイアウト

自主避難時の避難スペースは、学校によって異なるが、一般的に図書室や会議室などが多いため、部屋の形状に応じたレイアウトを作成しておく。この時、避難者相互の間隔を最低1メートル以上（努めて2メートル）あけることができるよう計画する。

(2) 地震、水害により避難所を設置する場合（市が避難勧告等を発令）

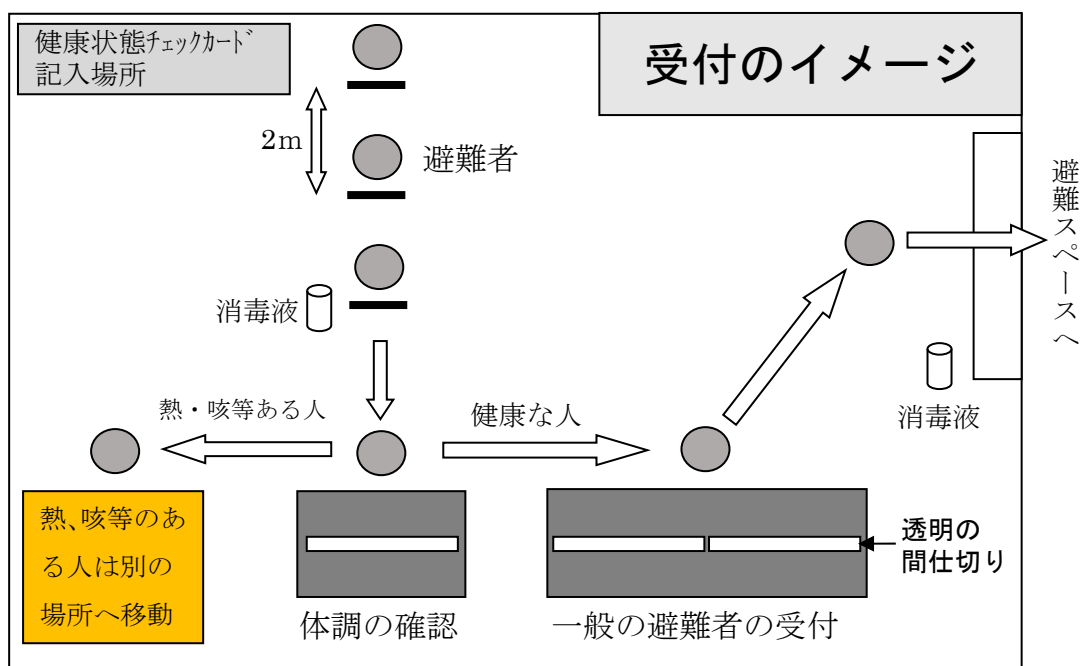
- ア 避難スペース
 - ・基本的に体育館を避難スペースとして計画する。
 - ・熱、咳等の風邪症状のある避難者と一般の避難者との分離を考慮してそれに対応できる場所をあらかじめ計画しておく。

- ・熱、咳等の風邪症状のある避難者と一般の避難者とトイレや導線が交わることはないよう、避難所全体のレイアウトを計画する。

イ 受付

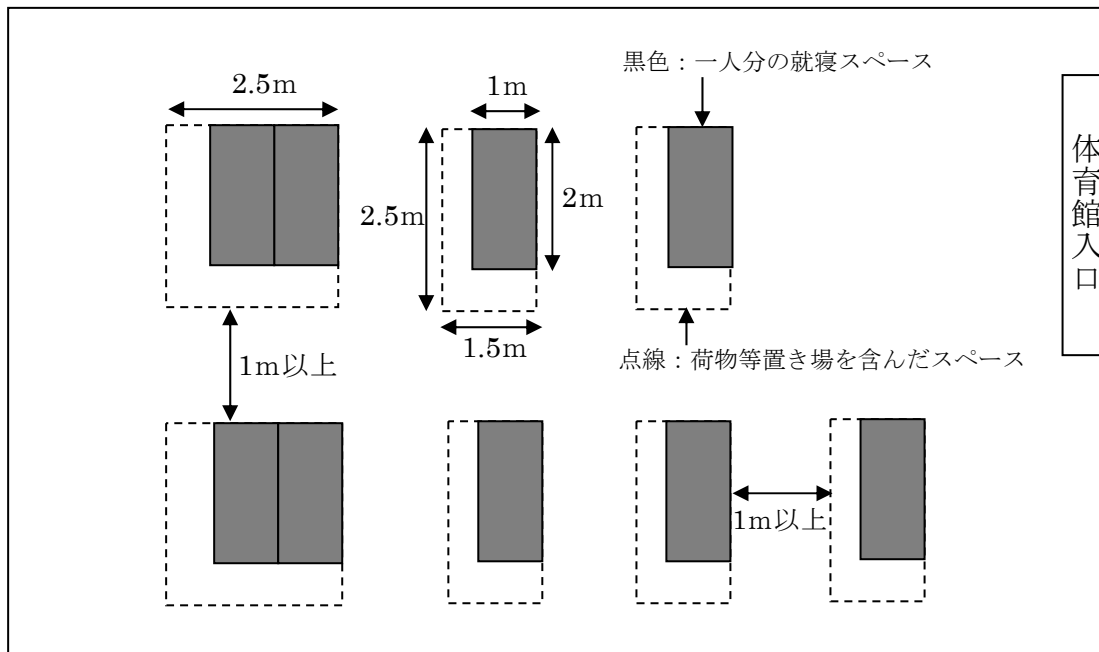
- ・体育館の入口付近に受付の設置を計画する。
- ・避難者の誘導、体調の確認、避難者名簿の作成、手指の消毒、必要に応じマスクの配布などができるよう準備しておく。
- ・避難者の体調確認のため、非接触型体温計、健康状態チェックカード（避難者自身が記入）（別紙2）を準備しておく。
- ・体調の確認をする従事者については、マスク、フェイスガード、感染防止ガウン、ゴム手袋等を装着するなど、必要な感染防止対策を行うよう準備する。

- ・受付のイメージは下図のとおり。



ウ 避難所のレイアウト

- ・一人あたり約4㎡とし、避難者相互の間隔を最低1メートル以上（努めて2メートル）あけられるよう、全体のレイアウトを計画する。
- ・避難所のレイアウトのイメージは下図のとおり。



※ 避難者相互の間隔が1メートル以上とれない場合は、パーティションで区切る等の工夫をする。

第3 発災時の対応

1 自主避難所の場合

(1) 避難所の設営

台風等の状況及び市民の要望等により、自主避難所の開設場所が決定した場合、市は受入れ開始時間を考慮して、従事者を避難所に派遣して避難所の施設管理者と協力して避難所の設営を行う。

(2) 避難者の受入れ

ア 自主避難希望者に対する市の事前対応

台風等の接近前に自主避難所への避難を希望した時に、市（総合安全対策室）が本人の体調を確認し、熱や咳等の風邪症状がある場合は、関係部署と調整の上、市（総合安全対策室）の指定する場所に行くように伝える。

その他の一般の避難者については、本人と調整の上、市（総合安全対策室）の指定する避難所に行ってもらおう。

イ 避難所の設営・受付

避難所の従事者は到着後、施設管理者と調整し避難スペースを設置するとともに、努めて早く受付を設置し、受入れの体制を整え、避難者を受入れる。

ウ 熱、咳等の風邪症状者への対応

自主避難所の受付時の体調確認において、熱や咳等の風邪症状が確認された場合、または避難後に風邪症状が出てきた場合には、関係部署と調整の上、市の指定する場所に移動してもらおう。

2 地震、水害等により避難所を設置する場合（市が避難勧告等を発令）

(1) 避難所の設営

避難所の設営が必要になった時に避難所従事者を派遣し、避難所の施設管理者と協力し、あらかじめ計画した避難所の設営を行う。

(2) 避難所への避難者の受入れ

ア 受付

避難所従事者は避難者の受入れのため、努めて早く受付を設置し、感染防止対策を行うとともに、安全に配慮しつつ避難者を避難スペースに誘導する。

イ 市の臨時避難所の利用

避難者受入れは、まず指定避難所への入所を優先するが、入所者が収容可能者数を上回った場合や配慮が必要な避難者への対応などで、他に避難場所を必要とする場合には、施設と調整の上、臨時避難所に収容する。

ウ 熱、咳等の風邪症状者への対応

避難所の受付時の体調確認において、熱や咳等の風邪症状が確認された場合、または避難後に風邪症状が出てきた場合には、避難施設内の別のスペースで一時的に待機した後、関係部署と調整の上、移動可能な場合は市の指定する場所に移動してもらおうが、不可な場合は、避難施設内に別の場所を確保し収容する。

エ 事前に自主避難者がいた場合の対応

市が避難勧告等を発令する前に自主避難をしている人が教室等に避難していた場合、健康な方については、一般の避難スペース（体育館）への移動をお願いします。

(3) 感染の疑いで自宅待機をしている人への対応

感染の疑いがあり自宅待機している人が避難しなければならない場合は、感染対策局の指示のもと、別に用意した感染疑い者用の専用の避難所で受入れる。

3 避難所の運営（感染拡大防止対策）

(1) マスクの着用、手洗い、咳エチケット、ゴミ処理マナーの徹底

ア 市及び避難所従事者は、避難者に非常時持ち出し品（食料、飲料水等）の他、マスク、消毒液、体温計を持参するよう呼びかける。

イ 避難所従事者は、避難者にマスクの着用、手洗い、咳エチケット及びゴミ処理マナーを徹底させるため、避難所内の情報掲示板に感染症予防対策チラシを掲示するなど、基本的な感染症予防対策を徹底する。

(2) 生活スペースへの土足禁止の徹底

避難所内は、上履きと土足のエリアを明確に区分し、生活スペースには土足のまま入らないことを徹底する。

(3) 十分な換気の実施と身体的距離の確保

ア 避難所内、特に共用部分や居住スペースは十分な換気に努める。

イ 他の人に飛沫が飛ばないように、避難者相互の間隔を1メートル以上（努めて2メートル）確保する。

(4) 災害用備蓄品(衛生用品)の活用

ア 衛生環境を保持するため、あらかじめ準備した消毒液などの備蓄品等を活用する。

イ 手指消毒液は受付及び避難スペース入口など必要な場所に設置する。

(5) 定期的な健康チェック

ア 避難者は、自身の検温を毎日実施し、避難者自身が「健康チェックシート」により健康管理を行う。

イ 別紙3「避難者健康チェックシート」

ウ 避難者で風邪等の症状がある等、体調がすぐれない場合は、直ちに避難所の従事者に申し出る。

エ 市及び避難所従事者は、車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板や市ホームページ等に注意喚起チラシを掲示する。

(6) 共用部分のこまめな清掃・消毒

ア 避難所従事者は、避難所の消毒・清掃について、避難所当番表を作成し、努めて避難者自身で行うよう調整する。

イ 避難所では、よく手の触れる箇所（ドアノブ、手すり、蛇口、スイッチ、トイレなど）を中心に、定期的に清掃と消毒を行う。

ウ 避難者の居住スペースについても、各自、定期的な清掃と消毒を行う。

(7) ゴミの回収等衛生管理

ゴミの回収などを行う場合は、使い捨て手袋、マスクの着用を徹底するとともに、作業終了後は、念入りに手洗いをを行う。

(8) 市保健師等による避難所の巡回

健康管理チェックリストを基に、避難者の健康状態の確認を行う。

4 一般の避難所において感染症患者が確認された場合

一般の避難所から感染症患者が確認された場合は、市は避難所におけるクラスターの発生を最小限にするため、保健所の指導のもと、避難所の閉鎖、消毒、濃厚接触者の PCR 検査等、あらゆる措置を講じる。

第 4 避難所の閉鎖

1 自主避難所の場合

(1) 施設の使用した部屋や共用部分は十分な換気を行うとともに、避難所の従事者と避難者等が協力して清掃と消毒を行う。

(2) 清掃及び消毒は、消毒液等を使用して念入りに行う。

(3) 清掃及び消毒にあたっては、学校等の施設管理者と調整して行う。

2 地震、水害により避難所を設置する場合（市が避難勧告等を発令）

- (1) 体育館をはじめ多くの施設を使用することから、施設の使用後の清掃、消毒は、状況に応じて職員等を派遣して行う。
- (2) 清掃・消毒における消毒液等の使用及び学校施設管理者との調整は、自主避難所の場合と同様とする。

編集：明石市役所 総務局 総合安全対策室

電話：078-918-5069（内線 2432 2433）

FAX：078-918-5140